消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

第10章

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の禁止行為として、①減額又は買いたたき(第3条第1号)、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請(第3条第2号)、③本体価格での交渉の拒否(第3条第3号)、④報復行為(第3条第4号)を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め(第4条)、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為(以下「転嫁拒否行為」という。)が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている(第6条)。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている(第12条)。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

令和元年度においては、2,102件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出に くい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を 受身的に待つだけではなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等(売手側) から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

令和元年度においては、同年10月1日の消費税率の引上げに際し、事業者間では消費税率の引上げ日よりも早い時点から新税率を前提とした価格交渉が始まることを想定して、転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から、同年5月、中小企業庁と共同で、中小企業・小規模事業者等(売手側。約30万名)に対する書面調査を実施した。

また、公正取引委員会は、前記の中小企業・小規模事業者等に対する書面調査とは別

に、転嫁拒否行為に関する情報収集及び転嫁拒否行為の未然防止の観点から、令和元年 5月、大規模小売事業者・大企業等(買手側。約8万名)に対し、消費税転嫁対策特別 措置法第15条第1項に基づく報告義務を課した書面調査を実施した。

令和元年10月の消費税率引上げ後は、消費税率8%から10%への引上げに係る転嫁拒 否行為に関する情報を収集するため、同月以降、中小企業庁と共同で、中小企業・小規 模事業者等(約280万名)及び個人事業者(約340万名)に対する悉皆的(しっかいてき) な書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、令和元年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、1,648名の事業者及び559の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全 国各地で移動相談会を実施することとしており、令和元年度においては、全都道府県に おいて85回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて 収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実(発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等)が判明した場合には、下請法に基づき速やかに調査を行った。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和元年度においては、6件について勧告を行い、743件について指導を行った(第1表参照)。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位:件)

	勧告	指導
令和元年度	6 (0)	743 (18)
平成30年度	5 (3)	295 (16)
累 計 (注1)	54 (11)	3, 159 (174)

- (注1) 平成25年10月から令和2年3月までの累計である。
- (注2)() 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳 (業種別)

(単位:件)

₩1₹	4	令和元年度		平成30年度		累計 (注3)			
業種	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	1	85	86	0	48	48	5	369	374
製造業	0	107	107	0	78	78	1	738	739
情報通信業	2	53	55	2	16	18	8	263	271
運輸業(道路貨物運送業等)	0	26	26	0	13	13	1	169	170
卸売業	0	57	57	0	17	17	1	230	231
小売業	0	85	85	3	36	39	11	358	369
不動産業	1	68	69	0	19	19	9	171	180
技術サービス業 (広告・ 建築設計業等)	1	18	19	0	11	11	1	143	144
学校教育・教育支援業	1	13	14	0	6	6	4	66	70
その他(注4)	0	231	231	0	51	51	13	652	665
合 計	6	743	749	5	295	300	54	3, 159	3, 213

- (注3) 平成25年10月から令和2年3月までの累計である。
- (注4)「その他」は、娯楽業、医療福祉、事業サービス業 (ビルメンテナンス業、警備業等)等である。
- (注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和元年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、減額 (消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)が218件、買いたたき(同法第3条第 1号後段)が668件、役務利用又は利益提供の要請(同法第3条2号)が21件、本体価格での交渉の拒否(同法第3条第3号)が21件となっている(第3表参照)。

第3表 勧告及び指導件数の内訳(行為類型別)

(単位:件)

۷= ۱ ۴ ۴ ۳ ۳ ۳ ۱	令和元年度		平成30年度			累計 (注6)			
行為類型	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	2	216	218	1	22	23	6	344	350
買いたたき	4	664	668	5	290	295	52	2, 747	2, 799
役務利用又は利益提供の 要請	0	21	21	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	21	21	0	2	2	0	272	272
合計 (注7)	6	922	928	6	314	320	58	3, 433	3, 491

⁽注6) 平成25年10月から令和2年3月までの累計である。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者276名から、特定供給事業者6万8951名に対し、総額38億2122万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和元年度	平成30年度	累計(注8)
原状回復を行った特定事業者数	276名	273名	1,760名
原状回復を受けた特定供給事業者数	68,951名	45,072名	230,011名
原状回復額(注9)	38億2122万円	8億1517万円	74億6204万円

⁽注8) 平成26年4月から令和2年3月までの累計である。

3 勧告事件及び主な指導事例

令和元年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
情報通信業	就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた㈱リクルート	第3条第1号前
(元.5.24勧告)	ホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は	段(減額)
	消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成	
	業務の委託料を支払った。	
	就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む㈱リクルートは、原稿	
	作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部	
	に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。	

⁽注7) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、第1表及び第2表に記載の件数(勧告及び指導の合計件数)とは一致しない。

⁽注9) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

事業内容	違反行為の概要	関係法条
情報通信業	日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む㈱中日新聞社は、	第3条第1号後
(元.9.20勧告)	① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上	段(買いたた
	げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	き)
	② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税	
	率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	
	③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消	
	費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	
	④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず	
	に賃料を据え置いて支払った。	
建設業	賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託㈱は、自ら使用する駐車場等	第3条第1号後
不動産業	の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え	段(買いたた
(元.9.24勧告)	置いて支払った。	き)
	不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ㈱は、利用者に転貸	
	するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料	
	について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同	
	額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運	
	営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で	
	支払った。	
教育業	カルチャー教室の運営等の事業を営む㈱カルチャーは、講師業務を委	第3条第1号後
(元.12.12勧告)	託している事業者に対し、消費税を含まない受講料の額に一定率を乗じ	段(買いたた
	て算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め、支払って	き)
	いるところ、一部の事業者に対し、令和元年10月1日の消費税率10%へ	
	の引上げに際し,一定率を引き下げた。	

(2) 主な指導事例

(<u>2) 主な指導事例</u>		
業種	違反行為の概要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であり、コンビニエンスストアを運営するA社は、	第3条第1号前
	店舗開発業務を委託している事業者(特定供給事業者)に対し、委託代	段(減額)
	金を本体価格で定めているところ、本体価格に消費税相当額を上乗せせ	
	ず支払うことにより、消費税相当額を減じていた。	
製造業	陶磁器製造業を営むB社は,陶磁器の加工を委託している事業者(特	第3条第1号前
	定供給事業者)に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、令和	段(減額)
	元年10月1日以後も本体価格に旧税率(8%)を適用して支払うことに	
	より、本体価格に新税率(10%)を適用した消費税込みの金額から、減	
	じていた。	
サービス業	C農業協同組合は、税務業務を委託している事業者(特定供給事業	第3条第1号前
	者)に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、本体価格に消費	段(減額)
	税相当額を上乗せせず支払うことにより、消費税相当額を減じていた。	
教育業	講師派遣業を営むD社は,講師業務を委託している事業者(特定供給	第3条第1号後
	事業者)に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金につい	段(買いたた
	て、消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。	き)
娯楽業	フィットネス施設等を運営するE社は、インストラクター業務を委託	第3条第1号後
	している事業者(特定供給事業者)に対し、令和元年10月1日以後の消	段(買いたた
	費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることな	き)
	く、据え置いていた。	
情報通信業	放送業を営むF社は、放送番組の制作業務等を委託している事業者	第3条第1号後
	(特定供給事業者) に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託	段(買いたた
	代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いて	き)
	いた。	
運輸業	バイク便配送業を営むG社は、配送業務を委託している事業者(特定	第3条第1号後
	供給事業者)に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金に	段(買いたた
	ついて、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。	き)

業種	違反行為の概要	関係法条
建設業	建築及び土木工事業を営むH社は、建築工事及び土木工事を委託して	第3条第3号
	いる事業者(特定供給事業者)との価格交渉において、従来から本体価	(本体価格で
	格に消費税額を加えた税込価格を用いているところ、消費税額の記載欄	の交渉の拒
	のない様式の請求書を指定することにより、平成26年4月1日以後、税	否)
	込価格での交渉を余儀なくさせていた。	

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別 措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている(第12条)。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方 法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の 記載方法等に関する相談を受け付けている。

令和元年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(以下「転嫁カルテル」という。)8件の届出を受け付けた。消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為(以下「表示カルテル」という。)の届出はなかった(転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照)。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

令和元年度においては、26件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

(単位:件)

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
令和元年度	8	0	8
平成30年度	0	0	0
累計 (注1)	202	140	342

(注1) 平成25年10月から令和2年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

(単位:件)

		転嫁カルテル	,		表示カルテル	
	令和元年度	平成30年度	累計(注2)	令和元年度	平成30年度	累計(注2)
製造業	1	0	96	0	0	79
卸売業	1	0	60	0	0	49
小売業	4	0	55	0	0	45
サービス業	3	0	51	0	0	22
その他(注4)	0	0	29	0	0	10
合計	9	0	291	0	0	205

- (注2) 平成25年10月から令和2年3月までの累計である。
- (注3) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。
- (注4)「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの(以下「政令指定組合」という。)は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており(第13条第1項)、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている(第13条第2項)。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税 転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施し ている。

| 1 | 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を広く周知するため、事業者 及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和元年度においては、全都道府県において74回実施した(注)。

(注) このほか,新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から,令和 2 年 3 月 17 日 に開催を予定していた説明会 1 回の開催を中止した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和元年度においては、職員を59回派遣した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を関係省庁と協力して作成している。令和元年度においては、消費税率引上げ及び軽減税率制度の実施に向けて、想定される消費税転嫁対策特別措置法の違反事例を紹介したパンフレット「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」を改訂した上で、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」と併せて、全国の商工会議所、商工会、地方公共団体等に約50万部配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口(転嫁拒否行為等についての相談窓口)・届出窓口(転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口)、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載した。

(3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、各種媒体を利用した事業者向け広報を実施している。令和元年度においては、消費税率引上げ直前の9月と引上げ直後の10月の2か月間にわたって、新聞、雑誌、交通広告、バナー広告等を活用した事業者向け広報を実施し、転嫁拒否行為が禁止されていること等を積極的に周知した。

3 消費税転嫁対策特別措置法遵守の要請

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が行われることのないよう、令和元年6月27日、公正 取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、20万名の事業者を対象に消費税転嫁対策特 別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出した。